

千葉北部国有林の地域別の森林計画書
第1次変更計画
(変更部分のみ)

(千葉北部森林計画区)

自 平成25年4月1日
至 平成35年3月31日

関東森林管理局

千葉北部森林計画区の地域別計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

松くい虫の被害対策に伴う臨時伐採量の追加による伐採立木材積を変更する。

なお、本変更計画は、平成27年4月1日から適用する。

【変更項目】

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	2	2	0	2	2	0	—	—	—
前半5 カ年の 計画量	1	1	0	1	1	0	—	—	—

(注) 主伐の計画量は、臨時伐採量を計上している。